

## 第2回 超党派 成育医療等基本法成立に向けた議員連盟

### 議員総会 次第

2018年7月10日(火) 8:00 a.m.～

参議院議員会館 1F 101 会議

一、 開 会

一、 挨拶

会 長 衆議院議員 河村 建夫 先生

団体代表 日本医師会副会長 今村 聡 先生

一、 ヒヤリング

～切れ目のないサポートの重要性の観点から～

「 児童虐待防止制度のあり方について 」

講師： 駿河台大学 学長 吉田 恒雄 先生

一、 意見交換

以上

#### 関係団体・省庁出席者

日本医師会	今村 聡	副会長
	小玉 弘之	常任理事
	釜菴 敏	常任理事
	平川 俊夫	常任理事
日本小児科医会	伊藤 隆一	副会長
日本小児科医師連盟	松平 隆光	委員長
日本産婦人科医会	木下 勝之	会長
日本助産師会	安達 久美子	副会長
厚生労働省 子ども家庭局	山本 麻里	審議官
	平子 哲夫	母子保健課長
	宮腰 奏子	家庭福祉課虐待防止対策推進室長
内閣府 子ども・子育て本部	伊藤 信	参事官 (総括担当)

## 児童虐待防止制度のあり方について

駿河台大学  
学長 吉田恒雄

### はじめに

#### 1. 児童虐待死亡事例の状況と対応の経緯

(1) 平成 15 年 7 月～27 年 3 月 (11 年 6 ヶ月)

心中を含むすべての死亡事例数：1, 080 人

平成 27 年 4 月～28 年 3 月

心中以外 48 例 52 人

心中による虐待死 (未遂を含む) 24 例 32 人

#### 【特徴】 (心中以外)

- ・死亡した子どもの年齢：0 歳 30 人 (57.7%) 特に 0 歳のうち月齢 0 か月児 13 人 (43.3%)
- ・受傷した 0 歳児 (月齢別)：月齢「2 か月」「9 か月」各 2 人で最多
- ・主たる加害者：「実母」26 人 (50.0%)、「実父」12 人 (23.1%)、「実母と実父」5 人 (9.6%)
- ・加害の動機 (複数回答)
  - 「保護を怠ったことによる死亡」6 人 (11.5%)、
  - 「しつけのつもり」「子どもの存在の拒否・否定」「泣き止まないことにいらだったため」5 人 (9.6%)
- ・実母が抱える問題 (複数回答)
  - 「予期しない妊娠/計画していない妊娠」18 人 (34.6%)
  - 「妊婦健診未受診」17 人 (32.7%)
  - 「若年 (10 代) 妊娠」13 人 (25.0%)
- ・養育者 (実母) の心理的・精神的問題等
  - 「養育能力の低さ」20 例 (41.7%)
  - 「育児不安」12 例 (25.0%)

(児童虐待による死亡事例等の検証結果等について 13 次報告、平成 29 年 8 月)

(2) 児童虐待防止に向けたこれまでの対策

#### ①法律の制定・改正等

児童虐待防止法の制定、児童虐待防止法・児童福祉法等の改正、民法

改正、刑法改正・・・

## ②児童相談所の強化（児童相談所強化プラン）

児童福祉司数

平成 27 年度実績 2,930 人 → 平成 31 年度 3,480 人

児童心理司

同上 1,290 人 → 同上 1,740 人

その他

弁護士配置、児童福祉司・スーパーバイザー、関係機関の連携強化

★ いずれの法改正・体制強化も介入場面での改正=重大事件への介入的手段の強化

★ 児童虐待の発生予防的場面での強化施策は整備の途上

母子保健法の改正、子ども子育て支援法に基づく基本指針・地域子ども子育て支援事業、地域子育て包括支援センター、社会的養護制度の改正等

→このまま介入的手段の強化を進めることが、児童虐待防止の抜本的解決につながるのか？

## 2. 児童虐待防止対策私案

### (1) 短期的対策

#### ①結愛ちゃん事件の検証

・まず第一に検証しなければならないこと

「なぜ親がここまでひどい虐待をしてしまったのか？」

#### ②児童相談所、市区町村の児童虐待対応力の強化、関係機関の漏れのない連携

・「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第 13 次報告）」における提言の実施

・資料① 児童虐待防止全国ネットワーク「提言 結愛ちゃん事件を受けて」

### (2) 中長期的対策

#### ◎ 児童虐待の発生予防策の強化を！

・抜本的取り組みが必要：介入のためのびほう的な対応ではなく、児童虐待発生予防のための抜本的・総合的・長期的対応を！

#### ①「誤った養育観・教育観」を変える！（意識改革）

世の中を変える！＝暴力のない社会の実現

・「しつけ」の名による虐待死の頻発

・子どもと子育てにやさしい社会が虐待のない社会につながる。

・厳しいしつけ＝暴力、脅迫、自尊感情のはく奪・・・？



子どもの自尊心、自己肯定感を奪い取る「しつけ」「教育」「指導」が「常識」として定着している怖さ。

学校での体罰、いじめ、スポーツ指導、**家庭での「体罰」**・・・

- ・「誤ったしつけ観」を改め、子どもを一人の人間として尊重する。  
しつけや指導の対象ではなく、一人の尊厳と成長・発達の権利を持った存在として扱う意識の形成（子どもの権利条約、改正児童福祉法参照）

資料 子どもすこやかサポートネット ②科学的根拠 資料③体罰禁止法の効果

### 【提案】

- ・子どもへの体罰や尊厳を傷つける行為を法律で禁止する。
- ・体罰等を行わずに子どもをしつける方法の有効性を啓発し、学ぶ機会を設ける。

両新学級、健診時の講演等、プログラムとして組み込む。

子どもの体や心を傷つけない子育てプログラム

体罰の有害性に関するキャンペーン

学校教育で、社会啓発として・・・

④厚生労働省「愛の鞭（ムチ）ゼロ作戦」

### ② メンタル問題を抱える親による養育の支援（医療・福祉改革）

- ・とくに「親子心中」という名の虐待死をなくすために
- ・改正児童福祉法の重要な柱＝親による養育の支援（在宅支援）  
親がメンタル上の支援を受けながら養育できる保健・医療・福祉サービスの充実と支援体制の整備

障害者権利条約 23 条 2 項（締約国の責務）

障害者が子の養育についての責任を遂行するにあたり、当該障害者に対して適当な援助を与える。

- ・このような親により養育されている子どもの状況にも目を向けるべき  
親の疾患に関する不安、相談できない悩み、親のケア、不登校・・・
- ◎メンタル問題を抱える親に養育される子どもの権利、メンタル問題を抱える親の養育する権利の実現に向けて

◎孤立している人を受け入れる社会：寛容な社会

資料⑤オラシオン「気づいてほしい保護者の SOS」

### 【提案】

- ・精神保健福祉制度の目的として児童虐待防止を明記し、メンタル問題を抱える親への支援とともに、被虐待児への支援、保護を視野に入れた制度設計、運用を行うこと。

- ・児童虐待防止を目的に、児童福祉と精神保健福祉の連携を強化すること。

### ③ 貧困家庭への支援（貧困対策の変革）

- ・子どもの虐待と貧困問題は表裏一体の問題と認識すべき  
貧困問題の解決が虐待問題の解決につながりうる。
- ・経済的支援、住宅支援、就労支援→安心して子どもを育て、預けられる環境の総合的整備（とくに、夜間、休日保育）

（実例）

- ・大阪市西成区「こどもの里」的施設の普及
- ・子ども食堂の普及と活用  
子ども食堂の安定的・継続的運営を国・自治体・企業・地域が支援
- ・ひとり親家庭の養育支援のための環境整備

#### 【提案】

- ・ひとり親家庭や生活困窮家庭に対する経済的支援をはじめとして、地域における子育て支援、その他の施策が児童虐待防止に不可欠であることを踏まえ、これらの施策に共通する視点として児童虐待防止を明記し、児童虐待防止施策の体系性、一貫性を確立すること。

### 3. むすび

「二度と同じ悲劇を繰り返さない」との重大な決意のもとに、国民が一体となり、それぞれができることをして「児童虐待のない社会」を創ろう。

## 提言—結愛ちゃん事件を受けて—

私たち「児童虐待防止全国ネットワーク」は、今回の結愛ちゃんの死は、決して防げない死ではなかったものと捉えています。結愛ちゃんが私たちに教えてくれた、子ども虐待防止の課題をしっかりと受け止め、今後、このような事件が二度と起きないように、私たちは子ども虐待防止の取組みの充実に向けて次のことを提言します。

**1. 虐待相談として関与した親子が転居した場合、転出元の児童相談所、市区町村は、当該親子の虐待状況と対応経過に関する情報を速やかかつ詳細に転出先の児童相談所等に提供すること。**

### 【理由】

本件は転居事例であり、転出元児童相談所が本件の事実関係及びリスク評価を適切に転出先児童相談所に情報提供できていなかった可能性がある。とくに一時保護解除事例であることから、虐待再発の可能性があることを念頭に置いてアセスメントし、情報提供をする必要があった。しかし転出先児童相談所が事例の緊急性、リスクを適切に判断できず、訪問調査等が十分に行われなかった可能性があることから、まずは適切かつ十分な情報提供を速やかに行い、必要な支援を引き継ぐことが必要である。

**2. 転出元の児童相談所が、当該親子に関する一時保護を解除した場合であっても、転居により家族内のストレスが高まることから、転出先の児童相談所等に対しては継続的な支援が必要な家庭として情報を提供すること。**

### 【理由】

孤立した育児を行っていた家庭が転居した場合、さらに子育てが孤立する可能性があること、就労の確保等が行われていない場合には家庭内のストレス要因になること等から、親子分離をした経過のある家庭が転居した場合は、継続的な支援を引き継ぐべき家庭として情報を提供し、対応することが必要である。



**3. 転出先の児童相談所等は、情報の引継ぎを受けた家族を「要保護家庭」として受理し、「目視・現認」を確実に行うとともに、要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議を開催して、関係機関と情報を共有すること。**

また、児童福祉司、児童虐待対応担当職員等が、「目視・現認」をすることができなかった場合、関係機関との協議をもとに次回以降の調査計画を立て、関係機関と協力して「目視・現認」を行うこと。

**【理由】**

虐待の恐れがある家庭が転居することで養育上のストレスが高まる可能性があるところから、転入後は速やかに安全確認を実施して、その情報を基にアセスメントをし、地域の関係機関とその情報を共有し、連携した対応を行うことが必要である。

**4. 子ども虐待の具体例について周知徹底を図ると共に、子どもの年齢や発達等を無視した勉学の強要や過度のしつけは不適切な養育に当たる場合があることを、広く社会に啓発すること。あわせて、体罰禁止を法律で明文化すること。**

**【理由】**

子どもの年齢、発達等の状態を無視した学習の強要やしつけなどの保護者の一方的な押し付けは、子どもにとって利益にならないばかりか、その心身に大きなマイナスの影響を及ぼすものであることを、広く社会に啓発する必要がある。また、体罰を用いた養育は不適切な養育の典型であって、許されないことを法に規定し、社会に向けて広く、継続して周知することが必要である。

**5. 警察や裁判所と共同して介入的対応をする虐待対応専門機関を設置するとともに、児童相談所、市区町村の対応力の質的・量的拡充を図る等、子ども虐待相談対応システムの抜本的な改革をすること。また、そのために、必要な調査等を行うこと。**

**【理由】**

家庭等からの相談を受けて親子を支援することが本来的な任務である児童相談所や市区町村に、虐待事例における介入的対応を担わせていることに大きな矛盾がある。虐待相談の安全確認、一時保護、法的対応等の介入的対応には、児童相談所や市区町村以外の専門機関が警察や裁判所と協働して対応する仕組みが必要である。なお、虐待相談対応を強化するためには、困難を抱えた親子がより相談しやすい環境を作るとともに、児童相談所や市区町村の対応職員を大幅に増員し、その対応力を向上することが必要であり、さらなる予算の拡充が不可欠である。

2018年6月20日

認定NPO法人 児童虐待防止全国ネットワーク

理事長 吉田恒雄

## 科学的根拠（エビデンス）について

## 1 体罰の弊害についての科学的根拠（エビデンス）

- ・約 2000 名の子どもの 0 歳から 6 歳までを追跡調査した結果、体罰を受けている子どもは、操作性運動（ひとりで靴をはく等）の発達および言語・社会性の発達において、はっきりと発達が遅れており、体罰の使用は、子どもの発達にとってマイナス要因であると結論しています（「乳幼児の心身発達と環境—大阪レポートと精神医学的視点—」（服部祥子・原田正文、1991）231頁）。
- ・日本の厚生労働省の調査データ約 2 万 9 0 0 0 人分を使い、3 歳半の時にお尻をたたくななどの体罰の有無が、5 歳半に成長した時の行動にどう影響しているか分析した結果、3 歳半の時に保護者から体罰を受けていた子どもは、全く受けていなかった子どもに比べ、5 歳半の時に「落ち着いて話を聞けない」という行動のリスクが約 1.6 倍、「約束を守れない」という行動のリスクが約 1.5 倍になるなど、問題行動のリスクが高く、体罰が頻繁に行われるほど、リスクは高くなっていました。「1 つのことに集中できない」「我慢ができない」「感情をうまく表せない」「集団で行動できない」という行動のリスクも高まるとされています（毎日新聞 2017 年 7 月 31 日記事、藤原武男・東京医科歯科大教授（公衆衛生学）やイチロー・カワチ米ハーバード大教授らの研究チーム、Okuzono S、Fujiwara T、Kato T、Kawachi I. Spanking and subsequent behavioral problems in toddlers: A propensity score-matched, prospective study in Japan. *Child Abuse Negl.* 2017;69:62-71)。
- ・16 万 9 2 7 名の子どもたちの過去 50 年間の 75 の研究を使用したメタ分析は、お尻をたたくという軽い体罰も下記の 13 の有害な結果と関連することを明らかにしました。低い規範の内面化、攻撃性、反社会的行動、外在化問題行動、内在化問題行動、心の健康問題、否定的な親子関係、認知能力障害、低い自己肯定感、親からの身体的虐待のリスク、大人になってからの反社会的行動、大人になってからの心の健康問題、大人になってからの叩くことへの肯定的な態度です（厚労省リーフレット「子どもを健やかに育むために～愛の鞭ゼロ作戦」（2017）、「Gershoff, E. T. & Grogan-Kaylor, A. (2016), “Spanking and Child Outcomes: Old Controversies and New Meta-Analyses”, *Journal of Family Psychology*」)。
- ・「体罰は、子ども、大人、そして社会にとって有害であるという証拠は圧倒的（な数）です。250 以上の研究で、体罰と広範囲にわたる否定的な結果との関連性が論証される一方、体罰のメリットを立証している研究はありません。体罰は、子どもの身体を直接的に害する原因であり、子どもたちの精神的、身体的健康と教育に、短期的にも長期的にも負の影響を与えます。体罰は、決して子どもたちに振る舞い方を教えるものではなく、道徳観念の内面化を妨げ、反社会的行為を増長し、家族関係を破壊します。子どもたちの攻撃性を



高め、大人になってからも暴力に関わり続ける傾向を増加させます。体罰は、社会の中の他の形態の暴力と密接に関わっており、体罰を終わらせることは、パートナー間の暴力を含めた他の形態の暴力と闘う上で必要不可欠です。」（「子どもに対する体罰:その影響と関連性についてのリサーチ要約」（2016）:子どもすこやかサポートネットHP掲載）

- ・頬への平手打ちやベルト、杖などで尻を叩くなどの体罰を年12回以上かつ3年以上、4～15才の間に受けた子どもたちは、そうでない子どもたちと比べて、感情や理性などをつかさどる右前頭前野内側部（10野）の容積が平均19.1%、実行機能と関係がある右前帯状回（24野）の容積が16.9%、物事を認知する働きなどがある左前頭前野背外側部（9野）の容積が14.5%減少していました（厚労省リーフレット「子どもを健やかに育むために～愛の鞭ゼロ作戦」（2017）、「新版 いやされない傷 児童虐待と傷ついていく脳」（友田明美、2012）91頁～92頁、「子どものPTSD－診断と治療－」（友田明美、杉山登志郎他、2014）98頁）。

## 2 体罰禁止法の効果についての科学的根拠（エビデンス）

- ・体罰の法的禁止を行った国々では、軽い体罰の劇的あるいは着実な減少、重い体罰・虐待の大幅な減少（フィンランドでは体罰の減少と殺害される子どもの数の減少の関連性も指摘）、親子分離の介入の割合の減少（スウェーデンでは3分の1減少）等の効果が報告され、体罰容認率が低い国では不適切養育による子どもの死亡率が低いことも指摘されています（日弁連パンフレット「子どもがすこやかに育つ、虐待のない社会を実現するために～なぜ体罰禁止が必要なのか？」5頁Q6（日弁連HP掲載）、「子どもの生活に対する体罰の法的禁止のプラスの影響：調査からのメッセージ」（2015、子どもすこやかサポートネットHP掲載）、「子どもに対する暴力のない社会をめざして 体罰を廃止したスウェーデン30年のあゆみ」（子どもすこやかサポートネットHP掲載））。
- ・世界保健機構（WHO）やアメリカ疾病予防管理センター（CDC）は、法的禁止をエビデンスのある施策として提唱しています（「INSPIRE: Seven strategies for Ending Violence Against Children」（2016、30頁～33頁、WHOのHP掲載）、「Preventing Child Abuse and Neglect: A Technical Package for Policy, Norm, and Programmatic Activities」（2016、18頁、19頁、CDCのHP掲載））。
- ・各国の比較調査により、法的禁止と啓発の両方を行った場合が最も効果が高く、啓発だけでは法的禁止だけよりも効果が低いこと、法的禁止は啓発を伴うことで十分な効果が得られることが指摘されています（「Bussmann, K. D. (2011), The Effect of Banning Corporal Punishment in Europe: A Five-Nation Comparison, Halle-Wittenberg: Martin-Luther-Universität」 「子どもの生活に対する体罰の法的禁止のプラスの影響：調査からのメッセージ」（2015））。

### 3 肯定的な子育て・教育・支援の効果についての科学的根拠（エビデンス）

日本でも世界でも、多くの親・教師は、体罰を用いずにしつけや教育をすでに行っています。さらに、体罰等を用いず、子どもの成長発達、QOL向上、子どもと大人の良好な関係に効果の実証された肯定的な子育て、教育、支援方法は豊富に存在します。例えば、応用行動分析や認知行動療法に基づく様々な子育て・教育・支援方法が既に開発・実施されており、多くは1次予防から対応しています。

(参考)

- ・応用行動分析や認知行動療法に基づくプログラム等の具体例：トリプルP、コモンセンス・ペアレンティング、ペアレント・トレーニング、ポジティブな行動支援等
- ・厚生労働省「子ども虐待対応の手引き」（2013年8月改訂版）
- ・「児童相談所における保護者支援のためのプログラム活用ハンドブック」（2014）
- ・「子どものトラウマの予防と治療としてのペアレント・トレーニング」（「子どものPTSD－診断と治療－」（友田明美、杉山登志郎他、2014）215頁～）
- ・「体罰に反対する声明」（2014）（日本行動分析学会HP掲載）
- ・「体罰をなくすために、ポジティブな行動支援から」（「行動分析学研究 Vol. 29(2014) No. 2」（論文はウェブ上で公開））
- ・「California Evidence-Based Clearinghouse for Child Welfare」（CEBC）



# 体罰禁止法の効果

「体罰は、子ども、大人、そして社会にとって有害であるという証拠は圧倒的(な数)です。250以上の研究で、体罰と広範囲にわたる否定的な結果との関連性が論証される一方、体罰のメリットを立証している研究はありません。体罰は、子どもの身体を直接的に害する原因であり、子どもたちの精神的、身体的健康と教育に、短期的にも長期的にも負の影響を与えます。体罰は、決して子どもたちに振る舞い方を教えるものではなく、道徳観念の内面化を妨げ、反社会的行為を増長し、家族関係を破壊します。子どもたちの攻撃性を高め、大人になってからも暴力に関わり続ける傾向を増加させます。体罰は、社会の中の他の形態の暴力と密接に関わっており、体罰を終わらせることは、パートナー間の暴力を含めた他の形態の暴力と闘う上で必要不可欠です。」(子どもすこやかサポートネットHP「子どもに対する体罰:その影響と関連性についてのリサーチ要約」「体罰等の法的禁止のための科学的根拠(エビデンス)について」)

各国の調査結果から、体罰禁止法と啓発により、体罰・虐待を着実に減少させることが期待でき、体罰・虐待を要因とする様々な弊害を防止することや虐待死や親子分離を減少させることが期待できます。

全面禁止国とそうでない国との間で、体罰に関する意識やその使用の点で、明らかな差が生じていること、法的禁止と啓発を行った場合が最も効果が高く、啓発だけでは法的禁止だけよりも効果が低く、法的禁止も啓発を伴わないと十分な効果を発揮しないことが指摘されています(WHO「INSPIRE」(2016)、Bussman, Erthal, and Schroth(2011))。

スウェーデン(子どもすこやかサポートネットHP「子どもの生活に対する体罰の法的禁止のプラスの影響:調査からのメッセージ」より)調査によると、社会的ケアの介入は、家族に対してますます支援的になり、家庭外ケアの介入は3分の1減少しました。

フィンランド(同上)

子どもの殺害事件のデータと関連するデータを調べると、体罰の減少と子どもの殺害された事件の減少とは類似しており、関連があることが明らかになりました。

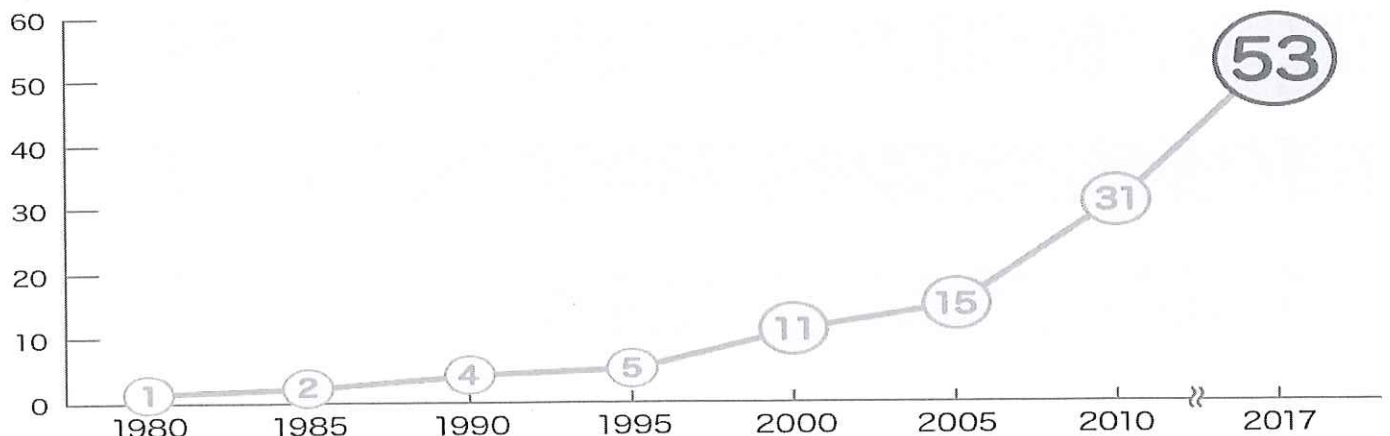
比較調査(同上)

全ての体罰を禁止した国々とそうでない国々の比較調査は、体罰禁止の効果を如実に示します。EU14か国の208都市に住む24歳以上の人々1万人以上を対象に行われた1999年の調査によると、体罰を禁止した国々での体罰容認度は、禁止していない国々より低い数値となって表れました。体罰容認度の低い国々では、虐待による子どもの死亡数も少なかったのです。

調査では、「子育て時の体罰禁止による体罰減少効果について、もはや疑う余地はない」と結論を述べています。

2002年の調査は、法改正に支えられない啓発は大きな成功を収めることができず、法改正と連動した啓発は人々の意識と行動に著しい変化を与えることを明らかにしました。

体罰全面禁止国の推移(さらに56ヶ国が全面禁止へのコミットメントを表明しています)  
(2018年4月現在)



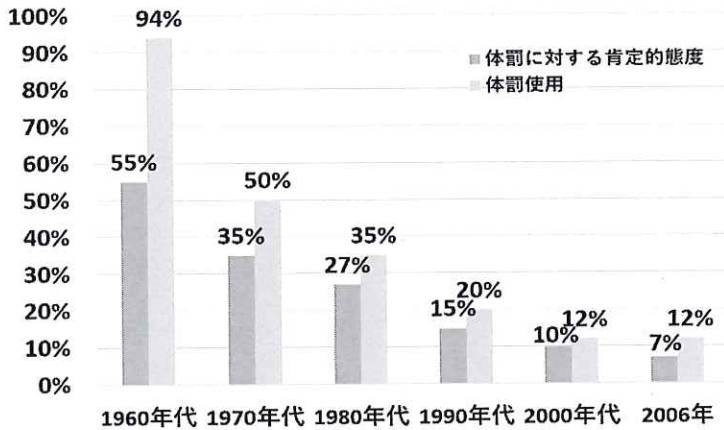


# 体罰禁止法の効果

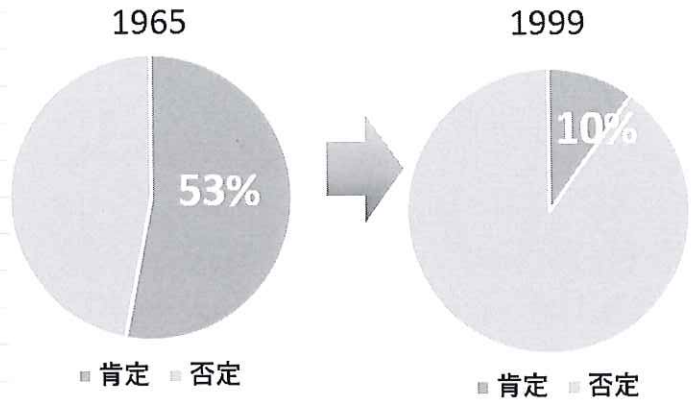
「子どもの生活に対する体罰の法的禁止のプラスの影響：調査からのメッセージ」の一部のグラフ化です（スウェーデンの「体罰に対する親の態度」の数字は子どもすこやかサポートネット調べ）。

## スウェーデン（1979年法改正）

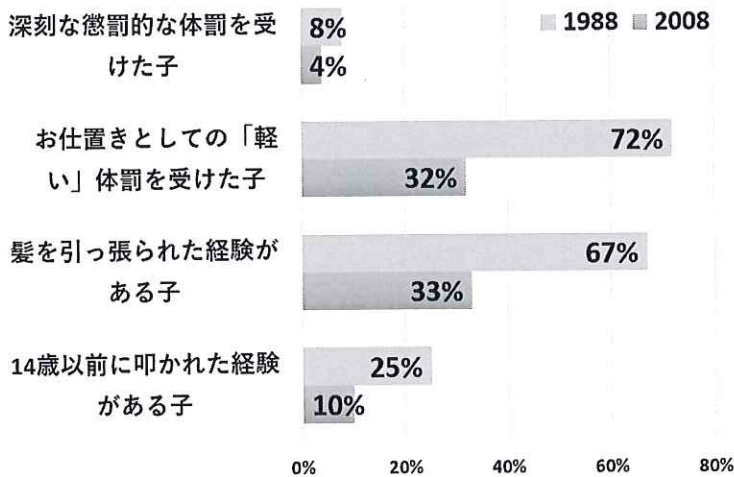
### 体罰に対する親の態度



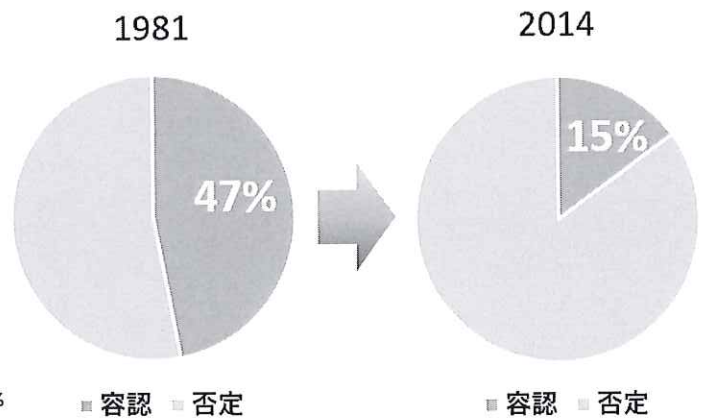
### 体罰に対する親の支持



## フィンランド（1983年禁止）

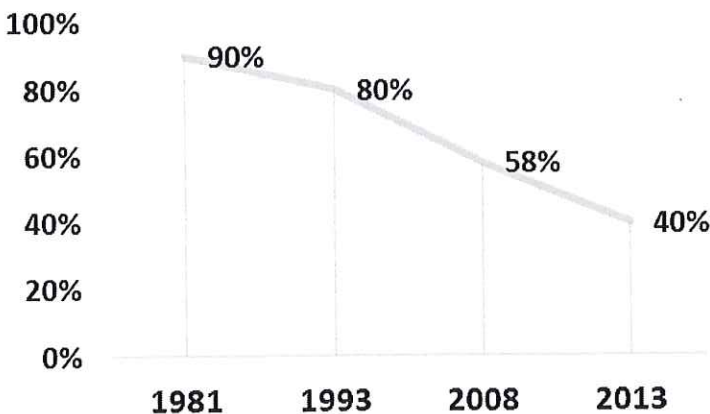


### 体罰を容認するおとな

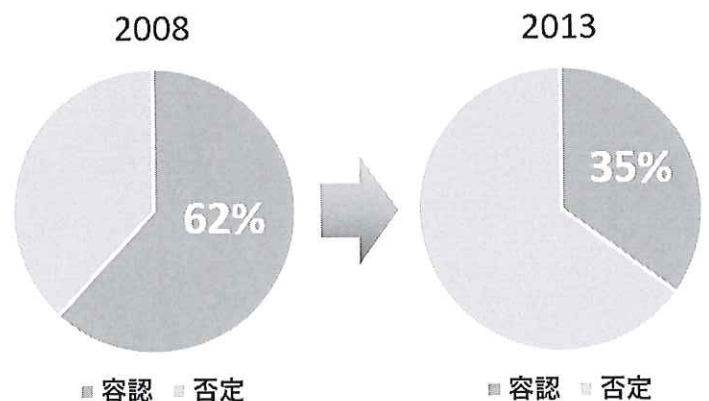


## ニュージーランド（2007年法制化）

### 時々子供を叩いたりする事を容認する割合



### 18歳以下の子どもを持ち体罰を容認する親の割合



# 体罰禁止法の効果

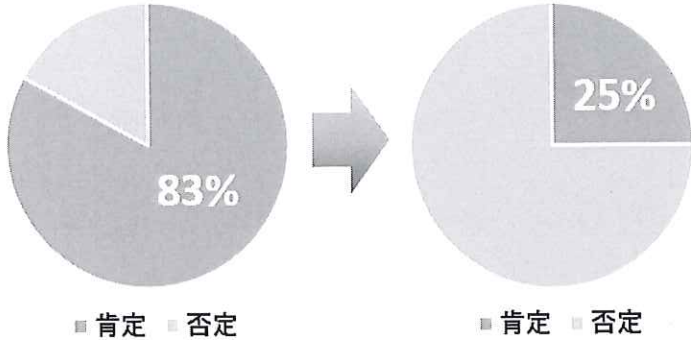
「子どもの生活に対する体罰の法的禁止のプラスの影響：調査からのメッセージ」の一部のグラフ化です。

## ドイツ（2000年法改正）

親が「顔を軽く叩くこと」は法的に容認されている

1996

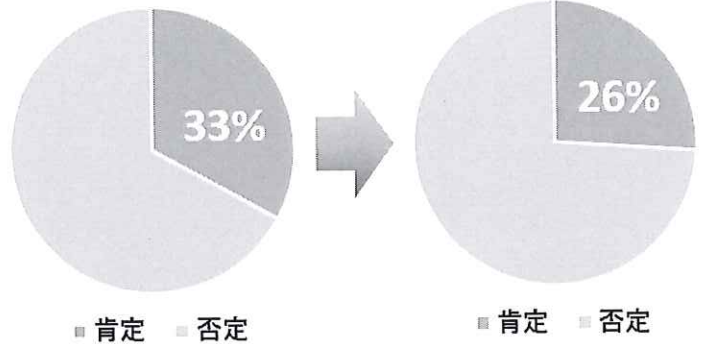
2008



子どものお尻を叩いたことがある

1996

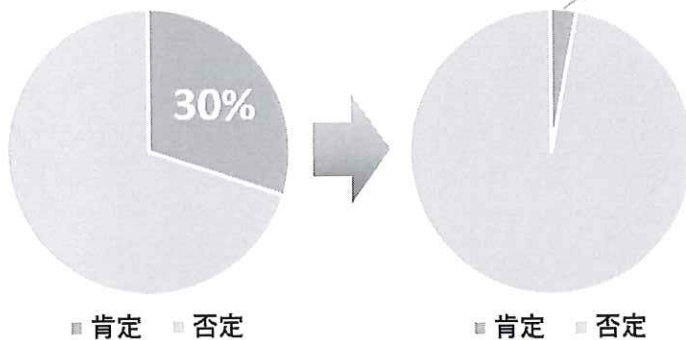
2001



強く殴られたことがある

1992

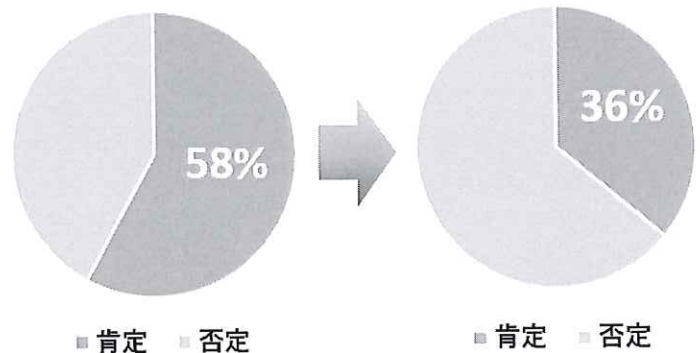
2002 3%



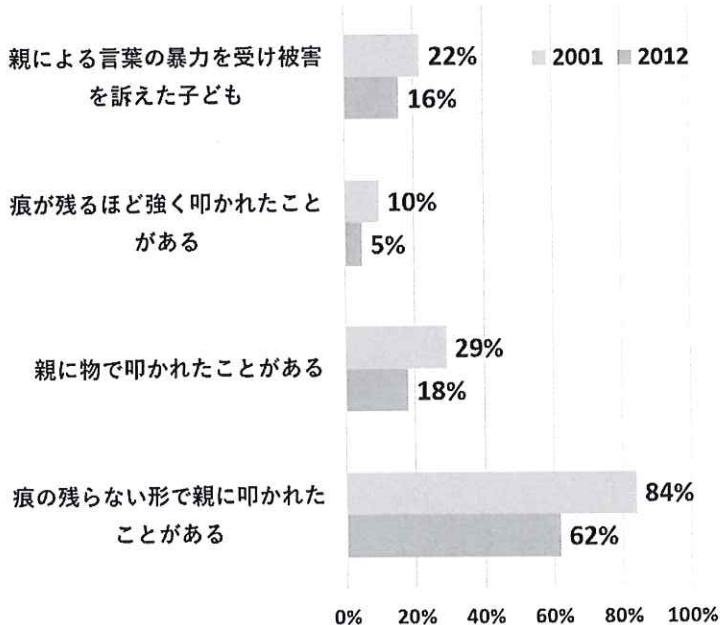
子ども時代に「軽い」暴力を経験した

1992

2011

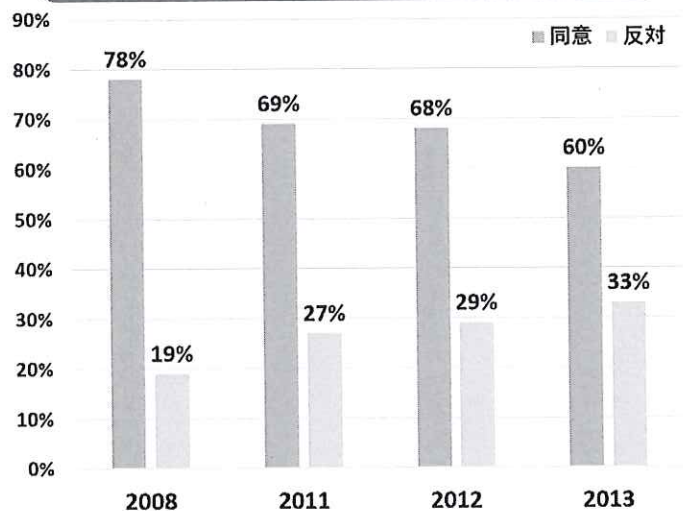


## ルーマニア（2004年法改正）



## ポーランド（2010年法改正）

状況によっては子どもを叩くことは必要である

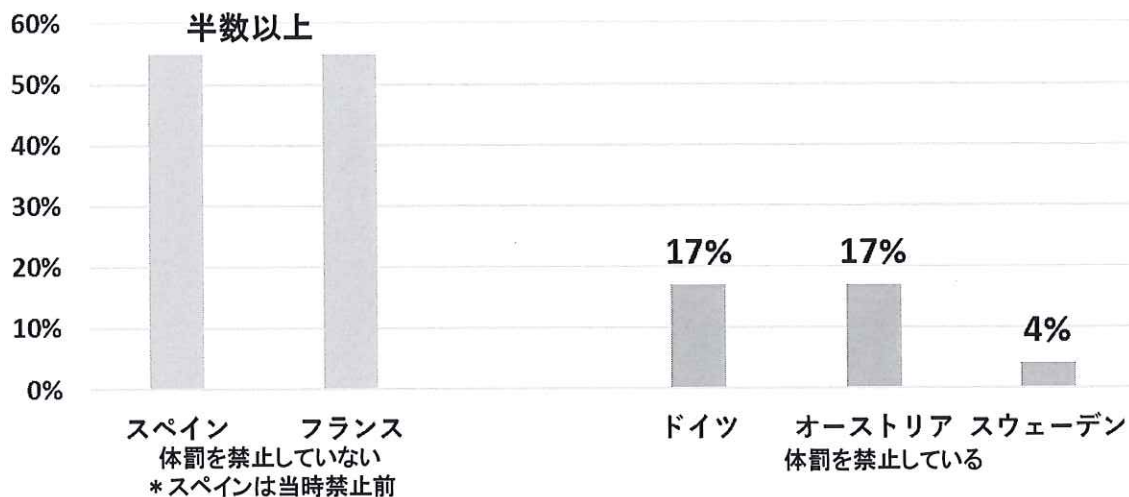


# 体罰禁止法の効果

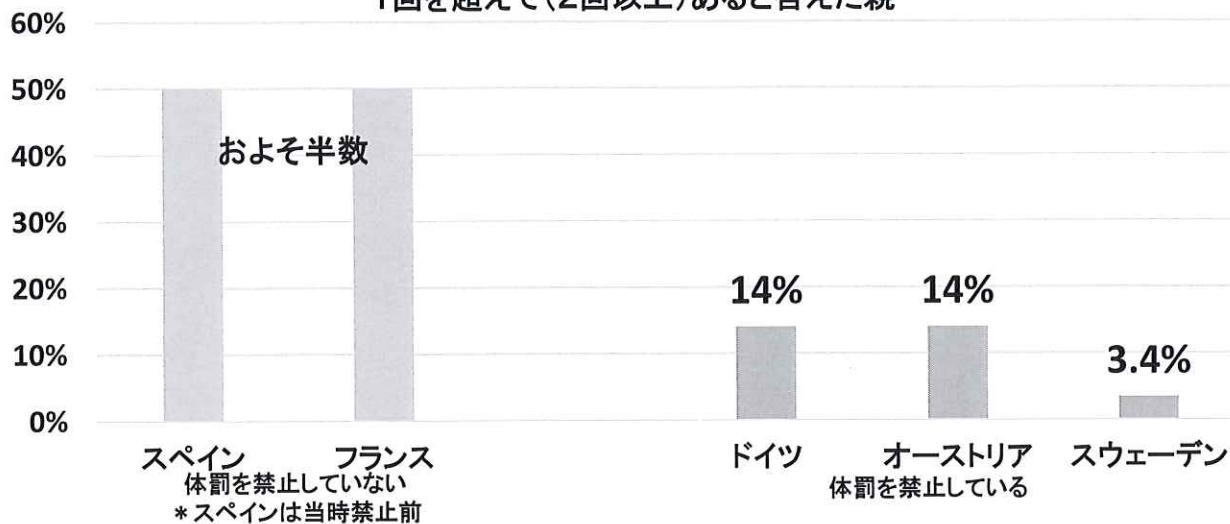
「子どもの生活に対する体罰の法的禁止のプラスの影響:調査からのメッセージ」の一部のグラフ化です。

2007年に欧州5か国で実施された5,000名の親を対象とした調査

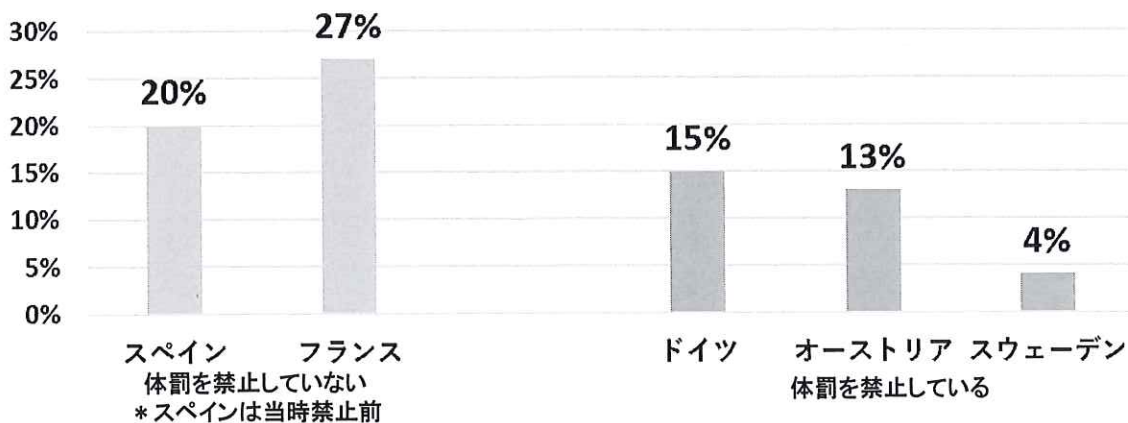
## 子どものお尻を叩いている



## 「顔への音の出るビンタ、物を使って強く打ちのめす」など 1回を超えて(2回以上)あると答えた親



## 「顔を叩くことは場合によっては最善の選択である」 と考える親

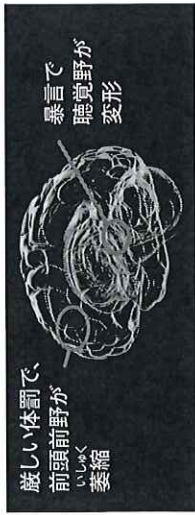




## 体罰・暴言は子どもの脳の発達に深刻な影響を及ぼします。

脳画像の研究により、子ども時代に辛い体験をした人は、脳に様々な変化を生じていることが報告されています。親は「愛の鞭」のつもりだったとしても、子どもには目に見えない大きなダメージを与えているかも知れないのです。

### ●子ども時代の辛い体験により傷つく脳



提供：福井大学 友田明美教授

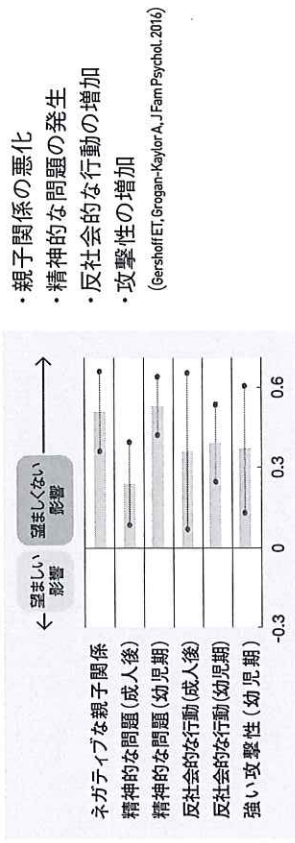
- ・厳しい体罰により、前頭前野（社会生活に極めて重要な脳部位）の容積が19.1%減少  
(Tomoda A et al., Neuroimage, 2009)

- ・言葉の暴力により、聴覚野（声や音を知覚する脳部位）が変形  
(Tomoda A et al., Neuroimage, 2011)

## 体罰は百言あって一利なし。子どもに望ましい影響などもたらしません。

親による体罰を受けた子どもと、受けていない子どもの違いについて、約16万人分の子どものデータに基づき分析が行われています。その結果、親による体罰を受けた子どもは、次のグラフのとおり「望ましくない影響」が大きいくらいということが報告されています。

### ●「親による体罰」の影響



- ・親子関係の悪化
- ・精神的な問題の発生
- ・反社会的な行動の増加
- ・攻撃性の増加

(Geisheff ET, Grogan-Kaylor A, Fam Psychol, 2016)

既に子どもへの体罰等を法的に全面禁止している国は世界50か国以上！  
 国連「子どもの権利条約」では、締約国に体罰・暴言などの子どもを傷つける行為の撤廃を求めています。

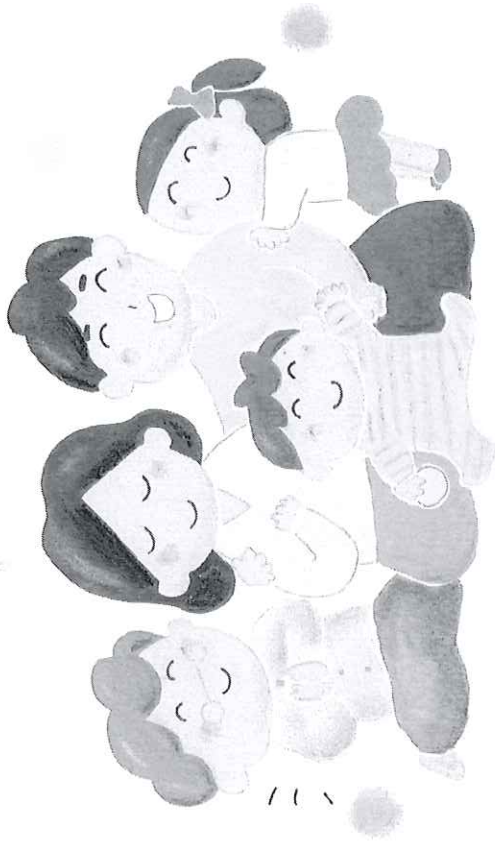
子育ての悩みがあるときは、最寄りの市町村の子育て相談窓口  
 または児童相談所全国共通ダイヤル「189」にご連絡ください。

平成28年度 厚生労働科学研究費補助金 健やか次世代育成総合研究事業

「妊産婦健康診査の評価および自治体との連携の在り方に関する研究」(研究代表者 立花良之)

「母子の健康改善のための母子保健情報利活用に関する研究」(研究代表者 山縣天然)

作成協力：認定NPO法人児童虐待防止全国ネットワーク理事 高祖常子 / 福井大学子どものこころの発達研究センター教授 友田明美  
 JUST/RISTEXI「公私空間」研究開発領域「養育者支援によって子どもの虐待を低減するシステムの構築」プロジェクト



# 子どもを健やかに育てるために ～愛の鞭ゼロ作戦～

子育てをしていると、

子どもが言うことを聞いてくれなくて、

イライラすることもあります。

つい、叩いたり怒鳴ったりしたくなることもありますよね。

一見、体罰や暴言には効果があるように見えますが、

恐怖により子どもをコントロールしているだけで、

なぜ叱られたのか子どもが理解できていないこともあります。

最初は「愛の鞭」のつもりでも、いつの間にか

「虐待」へとエスカレートしてしまうこともあります。

体罰や暴言による「愛の鞭」は捨ててしましましょう。

そして、子どもの気持ちに寄り添いながら、

みんなが前向きに育んでいきましよう。



# 愛の鞭をやめて、 子どもを健やかに育みましょう。

子育てにおいて、しつげと称して、叩いたり怒鳴ったりすることは、子どもの成長の助けにならないばかりか、悪影響を及ぼしてしまいう可能性があります。以下のポイントを心がけながら、子どもに向き合いきましょう。

POINT

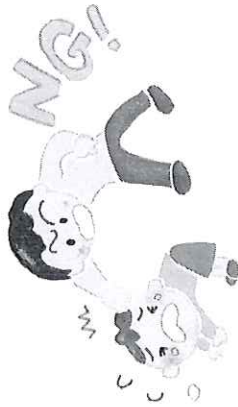
1

## 子育てに 体罰や暴言を使わない

一見、体罰や暴言には効果があるように見えますが、叩くことによつて得られた子どもの姿は、叩かれた恐怖によつて行動した姿。自分で考え行動した姿ではありません。

「愛の鞭である」と親が思つても、子どもにとつて大人から叩かれることはとても怖いことです。ちよつと叩かれただけ、怒鳴られただけでも、心に大きなダメージを受けることもあります。

子どもだからといって、暴力や暴言が許されるわけではありません。それに体罰や暴言は「虐待」へとエスカレートする可能性もあります。「叩かない怒鳴らない」と心に決めましょう。



POINT

2

## 子どもが親に 恐怖を持つと SOSを伝えられない

親に恐怖を持った子どもはどのような行動を起こすでしょうか。親に気に入られるように、親の顔色を見て行動するようになります。

また、恐怖を持つ親に対しては、子どもが心配事を打ち明けられなくなり、心配事を相談できないと、いじめや非行など、より大きな問題に発展してしまいう可能性があります。



## 爆発寸前の イライラをクールダウン

POINT

3

子どもが言うことを聞いてくれないときに、イライラすることは誰でもあること。でも、疲れていたりして、もともと抱えているストレス度が大きいと、子どものちよつとした行動（おもちゃの取り合い、すぐに動かないなど）をきっかけに、イライラが爆発してしまふことがあります。イライラが爆発する前に、クールダウンするための、自分なりの方法を見つけておきましょう。

1、2、3、4...



イライラしたときはクールダウン  
深呼吸する、数を数える、  
窓を開けて風にあたるなど

POINT

4



## 親自身がSOSを出そう

育児の負担を一人で抱え込まずに、家族に分担してもらったり、自治体やNPO、企業などのさまざまな支援サービス（ファミリーサポート、家事代行サービス、一時預かりなど）の利用も検討しましょう。子育ての苦労について気軽に相談できる友だちもできるといいですね。

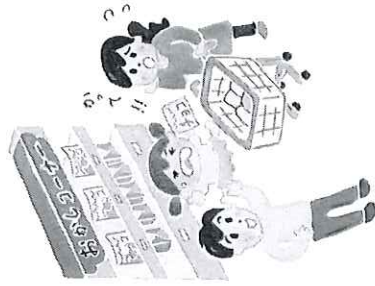
POINT

5

## 子どもの気持ちと行動を 分けて考え、育ちを応援

子どもに「イヤだ!」と言われたとき、親自身が戸惑うこともあるでしょう。でも、2、3歳の子どもの「イヤ」は、自我の芽生えであり、成長の証しでもあります。「どうしたらいいかな?」と、子どもの考えを引き出し、必要に応じて助け船を出しながら、子どもの言い分を気長に聴きましょう。

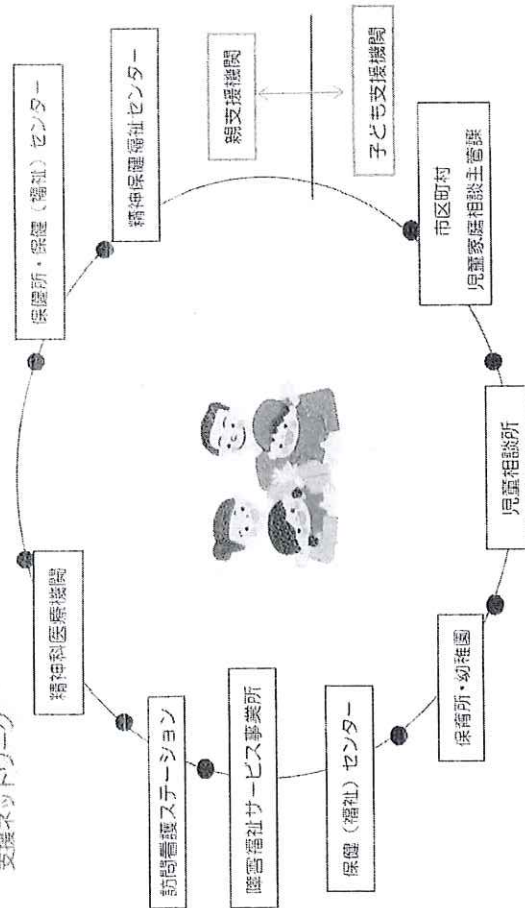
「わがままな子になっては困る」という想いから、親は指示的に対応してしまうと大らかに構えて、子どもの成長過程で必ず通る道だと大らかに構えて、子どもの意思を後押ししていきます。



★相談機関窓口★

機関名	連絡先	内容
市区町村の児童家庭相談主管課 (家庭児童相談室など)	各市区町村役所	子ども家庭相談
大阪府こころの健康総合センター (こころの電話相談)	TEL 06-6607-8814	精神保健福祉相談
大阪府こころの健康センター (こころの悩み電話相談)	TEL 06-6923-0936	精神保健福祉相談
堺市こころの健康センター (こころの電話相談)	TEL 072-243-5500	精神保健福祉相談

支援ネットワーク



★精神科ソーシャルワーカー (PSW) をご利用ください★  
精神障害・精神疾患のある方を対象に、精神医療・家族・経済面・衣食住など、生活全般に関する相談をお受けしています。  
精神科医療機関・市区町村役所・児童相談所などに配置されています。  
お気軽にお声かけください (配置されていない機関もあります)。

# 気づいてほしい 保護者のSOS



よく園を休む  
生活リズムが乱れている  
他の子どもとトラブルをよく起こす  
落ち着いてじっとしていない  
よく忘れ物をする  
服を着替えてなさそう・・・

このような気になる子どもたちの背景には、もちろん子ども自身が発達上の課題を抱えている場合が考えられます。しかし、保護者の経済的な問題や家族関係の問題、精神的な問題、子育ての問題等、様々な問題がある場合も少なくありません。このハンフレットでは、その中で、メンタルヘルス上の課題を抱える保護者に焦点を当て、どのように保護者を理解し、対応すればいいかを紹介したいと思います。

本ハンフレットは、和山学際大学総合研究所共同研究「マルチリポートメントの親に知する子育て支援に関する研究 (代表: 未セツコ)」の成果報告の一環である。

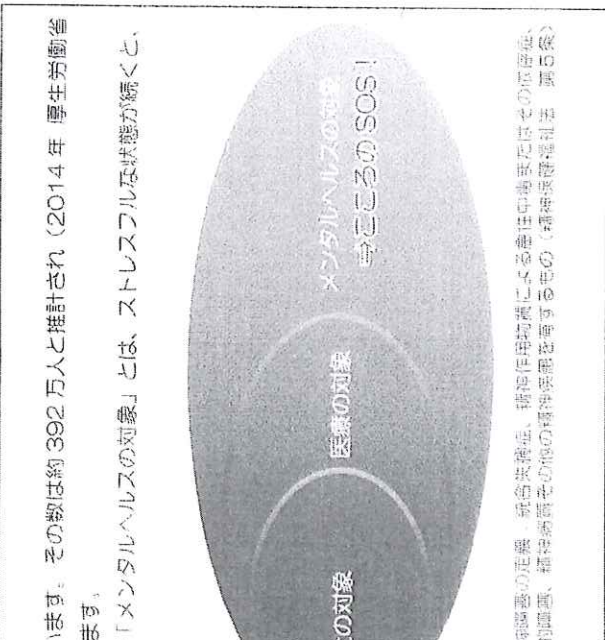
共同研究・制作: 子ども支援部会 安原佳子  
精神障害のある親の子育て支援を考える会 (カンガルーの会)

編集: 未セツコ 小野史絵 柴セツコ 玉岡枝里子 辻本麻子 平田はる奈

児童相談所 小野史絵 柴セツコ 玉岡枝里子 辻本麻子 平田はる奈



◆メンタルヘルスの対象・福祉の対象とは  
 ストレスフルな社会のなかで、精神疾患を患う人の数は年々増加しています。その数は約392万人と推計され(2014年 厚生労働省「悪音調査」、生涯を通じて5人に1人は精神疾患を患うといわれています。  
 「精神障害者」の理解を図るため、3重の円を使って説明します。まず「メンタルヘルスの対象」とは、ストレスフルな状態が続くと、誰もが精神の機能のバランスを崩し、「身体的不調」「精神的不調」、過度の飲酒やギャンブルなどの「行動」などがみられる状態を指します。この状態は十分な休息や気分転換などによって解消されることがあります。しかし、自身の工夫だけでは心身の不調や好ましくない行動をコントロールできないときに「医療の対象」になります。この状態では医療機関を受診し、薬の力を借りたり、精神療法などによって気持ちを整理したりすることが必要になります。  
 日本では、この医療の対象を「精神障害者」と定義しています。そして、「福祉の対象」では、精神疾患のために日常生活や社会生活の営みに支障をきたし、福祉サービス等を利用する状態になります。



◆対応の流れ  
 無表情であったり、機嫌が悪いように見えることもありますが、本当の気持ちをなかなか訴えることができない人がいます。「子育てができない」「子どもが可愛く思えない」など思い詰めている人もいます。  
 まずは相手の気持ちに寄り添い、ゆっくりと話を聴きましょう。心配している人が一人でもいることが、安心につながります。



◆対応のコツ  
 保護者のパースの語にゆっくり耳を傾ける  
 「頑張って」等励まさない  
 無理に特別なこととはしない、大きな決断は先延ばしにするようにかかわる  
 一度にたくさんを言わない  
 手短に、具体的に、明確に要点を伝える。  
 お手本や具体例など、メモで簡潔に伝える。  
 頭ごなしや命令調でなく、穏やかなゆっくりとした口調で話す  
 「〇〇してみませんか?」「〇〇してくれると助かります」  
 同意を求められなくても、不同意なことやわからないことは率直に伝える  
 「私は、こんな風に思います」など気持ちは「(私)メッセージ」で対応できる範囲、できない範囲は明確に話す  
 保護者自身の健康的な部分(長所やできていること)に注目する  
 <専門職につなぐ>  
 不安の話を延々とせず、攻撃的な言い方になるなど、対応が辛くなったら、専門機関などと相談しながら対応する  
 医療機関では、薬物療法・心理社会療法・認知行動療法・集団療法などその人にあった治療方法を考えてくれます。

◆メンタルヘルスの対象・福祉の対象とは  
 ストレスフルな社会のなかで、精神疾患を患う人の数は年々増加しています。その数は約392万人と推計され(2014年 厚生労働省「悪音調査」、生涯を通じて5人に1人は精神疾患を患うといわれています。  
 「精神障害者」の理解を図るため、3重の円を使って説明します。まず「メンタルヘルスの対象」とは、ストレスフルな状態が続くと、誰もが精神の機能のバランスを崩し、「身体的不調」「精神的不調」、過度の飲酒やギャンブルなどの「行動」などがみられる状態を指します。この状態は十分な休息や気分転換などによって解消されることがあります。しかし、自身の工夫だけでは心身の不調や好ましくない行動をコントロールできないときに「医療の対象」になります。この状態では医療機関を受診し、薬の力を借りたり、精神療法などによって気持ちを整理したりすることが必要になります。  
 日本では、この医療の対象を「精神障害者」と定義しています。そして、「福祉の対象」では、精神疾患のために日常生活や社会生活の営みに支障をきたし、福祉サービス等を利用する状態になります。

◆メンタルヘルスの対象・福祉の対象とは  
 ストレスフルな社会のなかで、精神疾患を患う人の数は年々増加しています。その数は約392万人と推計され(2014年 厚生労働省「悪音調査」、生涯を通じて5人に1人は精神疾患を患うといわれています。  
 「精神障害者」の理解を図るため、3重の円を使って説明します。まず「メンタルヘルスの対象」とは、ストレスフルな状態が続くと、誰もが精神の機能のバランスを崩し、「身体的不調」「精神的不調」、過度の飲酒やギャンブルなどの「行動」などがみられる状態を指します。この状態は十分な休息や気分転換などによって解消されることがあります。しかし、自身の工夫だけでは心身の不調や好ましくない行動をコントロールできないときに「医療の対象」になります。この状態では医療機関を受診し、薬の力を借りたり、精神療法などによって気持ちを整理したりすることが必要になります。  
 日本では、この医療の対象を「精神障害者」と定義しています。そして、「福祉の対象」では、精神疾患のために日常生活や社会生活の営みに支障をきたし、福祉サービス等を利用する状態になります。

◆メンタルヘルスの対象・福祉の対象とは  
 ストレスフルな社会のなかで、精神疾患を患う人の数は年々増加しています。その数は約392万人と推計され(2014年 厚生労働省「悪音調査」、生涯を通じて5人に1人は精神疾患を患うといわれています。  
 「精神障害者」の理解を図るため、3重の円を使って説明します。まず「メンタルヘルスの対象」とは、ストレスフルな状態が続くと、誰もが精神の機能のバランスを崩し、「身体的不調」「精神的不調」、過度の飲酒やギャンブルなどの「行動」などがみられる状態を指します。この状態は十分な休息や気分転換などによって解消されることがあります。しかし、自身の工夫だけでは心身の不調や好ましくない行動をコントロールできないときに「医療の対象」になります。この状態では医療機関を受診し、薬の力を借りたり、精神療法などによって気持ちを整理したりすることが必要になります。  
 日本では、この医療の対象を「精神障害者」と定義しています。そして、「福祉の対象」では、精神疾患のために日常生活や社会生活の営みに支障をきたし、福祉サービス等を利用する状態になります。